

V. 事故発生時の手続き

制度1労働災害総合保険に関わる事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、制度2団体総合生活補償保険に関わる事故が起こった場合には、事故の発生日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

《引受保険会社へのご連絡》

別紙の事故報告書に次の事項をご記入いただき、あいおいニッセイ同和損害保険㈱にFAXにてご連絡ください。

- 企業名、ご担当者様の所属・役職・お名前・ご連絡先
- 事故の発生日
- 被災者名
- 被災状況（事故の原因・状況）

※制度1労働災害総合保険に関わる事故の被災状況については、政府労災保険の申請に使用する「労働死傷病報告書」を添付いただくことで代替可能です。

(注意) 労基署提出の書類は、労災総合保険の保険金請求時にも必要となります。一度提出してしまうと返却して貰えない恐れがありますので、必ず写しを保管しておいてください。

《事故の際の連絡（ご相談）先》

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業損害サービス部 東京企業火災新種第二サービスセンター
TEL : 03-5202-6528 FAX : 03-5202-6534

取扱代理店 株式会社ジオ・ビジネスサービス
TEL : 03-3518-4900 FAX : 03-3518-4901